

令和3年度 岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金 Q&A

通番	質問	回答
1	補助の対象になるのはどのようなものか。	実施要綱2-イ及び実施要綱別添3に対象経費として掲げるものに限りです。物品の購入等は、通常時から備蓄している衛生用品であって、事業所内で感染が発生したことにより在庫の不足が見込まれる消耗品に限りです。
2	いつまでに発生した経費が対象になるのか。	事業所が実施要綱2ア(ア)～(ウ)に該当することとなった日から原則3か月以内に発生した経費であって、補助を申請する年度内に発生した経費に限りです。 例(令和3年度に申請する場合) 令和3年3月10日に該当→令和3年4月1日～令和3年6月10日の経費 令和3年6月15日に該当→令和3年6月15日～令和3年9月15日の経費 令和4年2月1日に該当→令和4年2月1日～令和4年3月31日の経費 (実績報告書は、申請した年度内に提出する必要があります)
3	いつまでに申請すればいいのか。	申請は、事業所が実施要綱2ア(ア)～(ウ)に該当することとなった日以降いつでも可能です。補助の対象になる期間中であっても、概算額で申請することができます(補助の対象になる期間は、質問2のとおり)。なお、実績報告書は、交付要綱第8条に規定するとおり、遅くとも申請した年度内に提出する必要がありますので、余裕を持って申請してください。
4	補助金の支払まではどういうプロセスがあるのか。	申請があった場合に、それが適正と認められれば、県から交付決定通知書を送付します。その後、交付決定額の上限まで補助対象経費を支出した日か、補助対象期間が終了した日(終了した後に申請をした場合は、交付決定通知書の日付)から30日以内に実績報告書を提出してください。実績報告書を県で審査した後、それが適正と認められれば、県から額の確定通知書を送付しますので、その後交付請求書を提出してください。 なお、必要性が高い場合に、例外的に実績報告書を提出する前に交付請求書を提出して概算払を受けられる場合があります。
5	同一年度内に2回発生した場合は、2回とも補助を受けられるのか。	事業所ごとの補助上限額は年度を通じて設定されるため、上限に達していなければ、ケースごとに何回でも申請することができます。 例(定員50名の介護老人福祉施設(上限1,900千円)の場合) 4月10日に発生し、7月10日までの期間に1,000千円の補助を受けた →その後10月1日に発生した場合、900千円を上限に申請可能(再度の申請が必要です)
6	実施要綱別添1における感染拡大地域とはどこのことか。	岐阜県全域を指します。
7	実施要綱別添1の理由書にはどのようなことを記載すればよいか。	施設が感染疑いと判断した者について、その判断をした理由と日付、経緯(職員の同居家族や面会に来た家族が濃厚接触者と判断された日や、発熱等症状の発症日)及び保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に相談した日付、相談内容等を記載し、補助対象となることが客観的に説明できる理由書を作成してください。
8	実施要綱別添2は、①～⑤の手間について、実費の補助となるのか。	実費ではなく、①～⑤を実施した場合に、施設内療養者1人につき、1日あたり1万円を定額で補助します。(※上限1人あたり15万円)
9	実施要綱別添2の施設内療養者とは、どのような人か。	施設入所中に陽性が判明した利用者で、入院を依頼したものの、入所を継続するよう指示があった利用者です。入院調整中の利用者は対象となりませんが、入院調整が長期に渡ったため施設内に長期滞在した場合は、対象となる場合があります。
10	新規に雇用する職員への賃金以外にも、既存の職員に対して割増賃金や給料の補填を実施する費用は対象となるか。	既存の職員のうち、出勤可能な職員に対する割増賃金等は対象となりますが、自宅待機をしている職員(出勤していない職員)に対する補填等は対象となりません。

11	<p>実施要綱別添1について、「感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない」とあるが、感染者が確認された場合でも濃厚接触者に当たらない等の理由から行政検査の対象とならなかった場合に、行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書の提出があれば、自費で行う検査は対象としてよいか。</p>	<p>補助対象外です。 高齢者は症状が重症化しやすく、クラスターが発生した場合の影響が大きいことから、感染者が多数発生している地域等では、感染者が1人も発生していない施設であっても職員・入所者全員の一言・定期的な検査をお願いしているところ。これを踏まえ、当該施設等においては職員や利用者に感染者が発生していても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者と同居する職員</li> <li>・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員</li> <li>・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者</li> </ul> <p>などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合を対象としています。</p>
12	<p>11の問いの例として、「医療機関併設事業所で陽性者が発生し、行政検査を待っていると時間がかかるため併設医療機関で抗原検査を独自に先に行った（後に行政検査も実施された）」「施設入所者に陽性者が発生したため、全利用者・職員に対して行政検査を行った。その後、発症者がなく、新たな陽性者もいなかったが、施設として保健所に再度の行政検査を依頼したところ、発生当初から保健所の指導の下感染管理を行っていたため感染リスクは低いとして断られた。そのため、施設独自で検査を実施した」といった場合は補助対象となるか。</p>	<p>左記の場合についても、補助対象外です。 当該事業の検査費用は、当該施設等においては職員や利用者に感染者が発生していない場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者と同居する職員</li> <li>・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員</li> <li>・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者</li> </ul> <p>などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合を対象としています。</p> <p>よって、左記の例は、上記ケースとは類似しているとは言えず、補助対象にはなりません。</p>
13	<p>「緊急時の介護人材確保に係る費用」として緊急雇用に係る費用や割増賃金等が挙げられているが、緊急に雇用する職員以外にも、既存の職員に対して、出勤可能な職員に対する割増賃金や、自宅待機している職員に対する賃金の補填（労災保険で支払われない部分等）を補助することは可能か（既存の人員の離職防止を人材確保ないし環境復旧と捉えてよいか）。</p>	<p>既存の職員に対して、出勤可能な職員に対する割増賃金は対象になりますが、自宅待機している職員に対する賃金の補填については、補助対象になりません。</p>
14	<p>実施要綱別添1について、新型コロナウイルス感染症検査キット（抗原検査、抗体検査等）を自費で購入した場合、対象経費としてよいか。</p>	<p>自費検査費用には、新型コロナウイルス感染症検査キットの購入費用も含まれます。（※ただし、抗体検査のような現在感染しているかどうかの確認が出来ない検査キットは対象外です。）</p>
15	<p>実施要綱別添2について、陽性が判明した後、入院先が決定し実際に入院するまでの間、施設内に留まっていた利用者について、その期間を対象としてよいか。</p>	<p>施設内療養の起算日は保健所が指定する発症日となりますが、もし保健所が発症日を指定しなかった場合は施設の判断する発症日となります。また、発症日が不明な場合及び無症状者については、陽性と判明した検査の検体採取日となります。</p>
16	<p>実施要綱別添2について、療養日数の基準はあるか。例）入院するまでに午前0時から翌午前1時（計25時間）まで施設内療養をしていた場合、2日としてよいか。</p>	<p>療養日数の基準は日数でのカウントとなっておりますので、左記の場合は2日と算定して差し支えありません。</p>
17	<p>実施要綱2イの対象経費④により、ポータブルトイレの購入費用またはリース費用を対象経費としてよいか。</p>	<p>対象経費とすることはできません。</p>
18	<p>実施要綱2イの対象経費③について、国QANo30より「事業者が自社で実施した際の消毒・洗浄に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等は対象経費として差し支えない」とあるが、自社で消毒・洗浄を実施したことで発生した需用費以外の経費を対象としてよいか。</p>	<p>消毒・清掃に用いる消耗品費であれば対象として差し支えありませんが、備品などの購入費用は補助対象外です。</p>
19	<p>オミクロン株の濃厚接触者については、地域における社会機能の維持のために必要な場合に、自治体の判断により社会機能維持者に限り10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除することができる取扱いとなっているが、実施要綱別添1「一定の要件に該当する自費検査費用」により、この自費検査費用を対象経費としてよいか。</p>	<p>当該事業の検査費用は、当該施設等においては職員や利用者に感染者が発生していない場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者と同居する職員</li> <li>・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員</li> <li>・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者</li> </ul> <p>などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合を対象としています。</p> <p>よって、自宅待機短縮のために行われる自費検査費用は補助対象外です。</p>